

令和8年度(令和7年分) 市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 および介護保険料等の申告について

- 本市では、令和8年度の市県民税等の申告ならびに令和7年分の所得税の確定申告相談を、令和8年2月16日から3月16日までの間、下記の日程で実施します。
- 市県民税等の申告が必要な方は、「市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 申告書」を御提出ください。申告書は、税務課（本庁舎）、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、下記の申告相談会場で入手していただくほか、米原市ホームページから印刷して入手することができます。
- 所得税の確定申告が不要な方でも、市県民税等の申告が必要になる場合がありますので、御不明な点がありましたら税務課（本庁舎）までお尋ねください。

電子申告の推進等について

- 確定申告は、御自宅等で申告できるパソコンやスマホでのe-Tax（電子申告）の申告が推進されており、簡単にできるようになっていますので御利用ください。
- 2月16日以降の申告相談会場は、大変混雑します。**感染症対策のため、来場される方は、大声などでの会話を控えていただきますよう御協力をお願いします。

市県民税等の申告相談日程表

受付時間	(午前の部) 午前9時30分～午前11時30分)
	(午後の部) 午後1時～午後4時	

※令和7年10月から市役所の開庁時間は午前9時～午後4時45分となりました

※市役所の開庁時間変更に伴い、玄関開場・相談時間も変更となります。相談会場にお越しの際はお気を付けください。

※受付時間外は、相談業務を行っていません。

※混雑状況により、午前・午後の部の受付時間内であっても受付を終了させていただくことがありますので御了承ください。

相談月日	本庁舎（対象学区）	山東支所（対象学区）
2月16日(月)		春照学区
2月17日(火)		伊吹学区
2月18日(水)		春照・東草野学区
2月19日(木)		伊吹・東草野学区
2月20日(金)	旧米原学区	旧山東東学区
2月24日(火)	旧米原学区	旧山東西学区
2月25日(水)	旧入江学区	大原学区
2月26日(木)	旧入江学区	柏原学区
2月27日(金)	河南学区	旧山東(東・西)学区

相談月日	本庁舎（対象学区）	山東支所（対象学区）
3月2日(月)	旧米原学区	大原学区
3月3日(火)	息長学区	柏原学区
3月4日(水)	坂田学区	春照・旧山東(東・西)学区
3月5日(木)	河南学区	伊吹・東草野・柏原・大原学区
3月6日(金)	息長学区	
3月9日(月)	坂田学区	
3月10日(火)	旧入江・河南学区	
3月11日(水)	息長・坂田学区	
3月12日(木) ～16日(月)	全学区	

旧山東東学区（行政区）…長岡、万願寺、西山

旧山東西学区（行政区）…志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、加勢野

旧米原学区（行政区）…梅ヶ原、米原、米原西、下多良、中多良、上多良、多良、入江、賀目山、米原ステーションタウン

旧入江学区（行政区）…朝妻、筑摩、磯 ※なるべく学区指定日に、指定の相談会場へお越しitただくようお願いします。

1 市県民税の申告（住民税申告）が必要な方

令和8年1月1日現在、米原市に住所を有する人は、前年中(1月1日から12月31日まで)に生じた全ての所得について、申告期限までに市県民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、次に掲げる人は申告義務が免除され、申告書を提出したものとみなされます。

- ・勤務先から米原市へ給与支払報告書が提出されており、給与所得以外の所得が無い人
- ・公的年金等の支払を受けている人で、公的年金等に係る所得以外の所得が無い人
- ・所得税の確定申告書を出した人

※申告の義務は無くても、社会保険料控除や生命保険料控除等の控除を追加されたい場合は申告が必要です。

※市県民税の申告書は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告書を兼ねています。令和7年中に所得がなく、市県民税が非課税になる方についても申告していただく必要があります。

2 所得税の確定申告が必要な方

- ・事業所得や農業所得、不動産所得等がある場合で、所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合
- ・給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ・給与所得者で、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合
- ・給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整された主たる給与以外の給与収入額と、給与以外の所得の合計額との合計額が20万円を超える場合
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える場合（P10参照）
- ・年金所得者で、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合（P10参照）

※申告の義務は無くても、医療費控除や寄附金控除等の控除を追加で申告されて、所得税の還付を受けようとする場合は申告が必要です。

3 申告に必要な書類について

<input type="checkbox"/>	所得税の納付が発生する場合で新規に口座振替をされる方は、金融機関への届出印の持参が必要です。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード等
<input type="checkbox"/>	(マイナンバー通知カードの場合) 運転免許証やパスポートなどの身分証明書
<input type="checkbox"/>	利用者識別番号を取得されている方は、利用者識別番号（ID）が分かるもの
<input type="checkbox"/>	給与、公的年金等の源泉徴収票の原本 ※申告書への添付が不要となりましたが、申告書の作成には必要ですのでお持ちください。
<input type="checkbox"/>	社会保険料控除証明書（納付確認書）の原本（国民年金は、年金機構から送付される控除証明書の原本）
<input type="checkbox"/>	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の控除証明書の原本
<input type="checkbox"/>	医療費控除等の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書（医療費控除額を計算するために医療費の通知書を使ったときは、その通知書の添付が必要です。）
<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書の原本
<input type="checkbox"/>	寄附金の領収書の原本、控除証明書
<input type="checkbox"/>	申告者本人の金融機関の口座が分かるもの（所得税の還付を受ける人、納付で新規に口座振替される人）
<input type="checkbox"/>	事業所得、農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書 ※市県民税申告の場合は、市県民税申告書の収支明細欄に記入してください。

4 市の申告相談会場で確定申告の受付ができないもの

- 株式、土地建物等の売買による所得がある方
- 青色申告の方
- 先物取引にかかる所得がある方
- 準確定申告をされる方（亡くなられた方の申告）
- 新たに住宅ローン控除を受ける方
- 消費税の申告をされる方
- 雑損控除を受けられる方
- 所得税の納税証明書の交付が必要な方
- 山林所得がある方
- 令和6年分以前の確定申告

5 市県民税（住民税）について

令和8年度の住民税については、令和8年1月1日現在、米原市内に住民票がある人、または他市区町村に住民票がある人でも、米原市に生活の本拠をおかれている人に課税されます。令和8年1月2日以降に米原市外に転出されたとしても、令和8年度に関しては米原市での課税となります。

（1）市県民税の税額計算の仕組み

市県民税には、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があります。いずれも、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得や、控除の金額等の状況によって計算します。

均等割	合計：5,800円（年間）（市民税3,000円+県民税1,800円+森林環境税1,000円） ※県民税には琵琶湖森林づくり県民税800円が含まれています。
所得割	課税所得金額(所得金額-所得控除額)×税率(10%(市民税6%+県民税4%))-税額控除額 ※所得区分によっては、税率が異なる場合があります。（P9参照）

（2）市県民税が課税されない人

均等割がかからない人	合計所得金額 \leq $\begin{cases} \text{本人、同一生計} \\ \text{配偶者および扶養親族の合計数} \end{cases} \times 28\text{万円} + 10\text{万円} + \text{加算額 } 16.8\text{万円}$ ※加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に適用されます。
所得割がかからない人	総所得金額等の合計額 \leq $\begin{cases} \text{本人、同一生計} \\ \text{配偶者および扶養親族の合計数} \end{cases} \times 35\text{万円} + 10\text{万円} + \text{加算額 } 32\text{万円}$ ※加算額は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に適用されます。
均等割と所得割がかからない人	1 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の人 2 生活保護法の規定による生活扶助を受けておられる人

（3）納税の方法

市県民税の納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

- ① 特別徴収…「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」の2種類があります。
- ・給与からの特別徴収…令和8年6月から令和9年5月までの12回に分けて、事業主が毎月の給料から市県民税を差し引いて米原市へ納める方法です。
 - ・公的年金からの特別徴収…年6回の年金支給の都度、年金保険者が、公的年金から市県民税を差し引いて米原市へ直接納める方法です。

令和8年4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者のうち、介護保険料を年金から特別徴収されている人は、公的年金所得に係る市県民税について、公的年金から特別徴収されます（本人の希望で納付方法を変更することはできません。）。

年金月	新たに特別徴収となった方	昨年度から引き続き特別徴収の方
4月 6月 8月	普通徴収（1期、2期）にて、年税額の4分の1の額を各期で納付します。	前年度分の年税額を6分の1した額が各月の公的年金等から差し引かれます。（仮徴収）
10月 12月 2月	年税額の6分の1した額が各月の公的年金等から差し引かれます。	当年度分の年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1の額が各月の公的年金等から差し引かれます。（本徴収）

※仮徴収の金額は前年度の税額をもとに計算するため、前年度に比べて当年度の公的年金所得に係る市県民税が増えた場合は、4月～8月分からの天引き額より10月～2月分からの天引き額が多くなることがあります。

- ② 普通徴収…市役所からお送りした納付書での納付または登録いただいている口座からの引き落として、6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日の4回に分けて納める方法です。
- ※会社にお勤めの方は、勤務先から米原市へ「特別徴収への切替依頼書」を提出すれば、普通徴収から特別徴収へ変更することができます。
- ※各納期の納付書は、まとめて発送します。納め忘れの無いよう御注意ください。

(4) 所得の種類や所得から差し引かれる控除の種類等について

所得の種類	
種類	概要
給与所得	給料、賃金、賞与、役員報酬等の所得
公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等
業務	原稿料、講演料、放送謝金など個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得
その他	生命保険年金、互助年金等ほかの所得に当たらない所得
営業等所得	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、運送業、サービス業等営業から生じる所得のほか、医師、司法書士、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得（日雇含む）、内職
農業所得	農産物の生産、果樹等の栽培、農家が兼営する家畜・家きんの飼育、わら加工品、その他酪農品の生産から生じる所得
山林所得	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡することによる所得
不動産所得	貸家、貸事務所、貸店舗、アパート、貸ガレージ、地代、地役権設定から生じる権利金等の所得
利子所得	公社債および預貯金の利子、公社債証券投資信託の収益分配金などによる所得（なお、利子所得の多くは、源泉分離課税です。）
配当所得	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、建設利息、投資信託の収益分配金等の所得
一時所得	法人からの贈与を受ける金品、賞金、懸賞せん金品、競馬競輪の払戻金、生命保険満期金等
譲渡所得	車両、機械、特許権、著作権等の資産の譲渡による所得
総合譲渡	土地、建物、土地の上に存する権利の譲渡による所得
分離譲渡	

注：所得税の確定申告において、株式等の有価証券の譲渡、先物取引による所得については、申告分離課税方式で課税されます。

なお、ゴルフ会員権等の譲渡所得は総合課税方式で課税されます。

所得から差し引かれる控除の種類

種類	概要
雑損控除	昨年中に本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族（昨年中の総所得金額等が58万円以下）が災害（雪害を含む）、盗難、横領等により住宅、家財、現金等の資産に損害を受けた場合
医療費控除	昨年中に本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療、治療費 ☆「医療費控除の明細書」の添付が必要です（令和3年分の確定申告から、医療費等の領収書での提出はできません。医療費控除の明細書を領収書に基づき記載した場合は、領収書を自宅で5年間保存することが必要です。）。 ☆医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。 ☆明細書は、国税庁ホームページからダウンロードするか、申告会場等で入手できます。 ☆この控除を受けられる場合は、セルフメディケーション税制の控除を受けることができません。
セルフメディケーション税制控除	健康的保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、昨年中に本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った対象となるOTC医薬品の購入費用 ☆「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。以前は健康の保持増進・疾病的予防に取り組んだことを証明する「取組関係書類」の添付が必要でしたが、令和5年度から不要となりました（領収書と取組関係書類については自宅で5年間の保存が必要です。）。 ☆取組関係書類とは、インフルエンザの予防接種の領収書や予防接種済証、市町村が行うがん検診、メタボ検診、勤務先で実施する定期健康診断、市区町村や健康保険組合が実施する健康診査の結果通知書です。 ☆この控除を受けられる場合は、医療費控除を受けることができません。
小規模企業共済等掛金控除	中小企業共済事業団が行う共済掛金、個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金
社会保険料控除	昨年中に本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、本人が支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料（社会保険料控除証明書の添付が必要です。）、厚生年金保険料、雇用保険料等

種類	概要																
生命保険料控除	<p>一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは疾病もしくは身体の障がいにより入院して医療費を支払ったことなどに基にして保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、本人が本年中に支払った保険料や掛金。なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">契約締結日</th></tr> <tr> <th>平成 23 年 12 月 31 日以前 (旧保険料等)</th><th>平成 24 年 1 月 1 日以後 (新保険料等)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の生命保険料</td><td>旧生命保険料</td><td>新生命保険料</td></tr> <tr> <td>介護医療保険料</td><td>—</td><td>介護医療保険料</td></tr> <tr> <td>個人年金保険料</td><td>旧個人年金保険料</td><td>新個人年金保険料</td></tr> </tbody> </table> <p>☆一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては 1 契約の保険料が 9,000 円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては全てのものについて控除証明書等の添付が必要です。</p>			種類	契約締結日		平成 23 年 12 月 31 日以前 (旧保険料等)	平成 24 年 1 月 1 日以後 (新保険料等)	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	介護医療保険料	—	介護医療保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料
種類	契約締結日																
	平成 23 年 12 月 31 日以前 (旧保険料等)	平成 24 年 1 月 1 日以後 (新保険料等)															
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料															
介護医療保険料	—	介護医療保険料															
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料															
地震保険料控除	<p>所得者本人または本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を補てんする保険金または共済金もしくは地震等損害により支払われる損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料や掛金</p> <p>※平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等にかかる保険料または掛金を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。</p> <p>☆控除証明書等の添付が必要です。</p>																
寄附金控除	<p>所 得 税 … 国や地方公共団体、社会福祉法人、政治活動に関する寄附金など</p> <p>※認定 N P O 法人、政治活動に対する寄附金などは税額控除と選択できます。</p> <p>市県民税 … 税額控除になります。</p>																
障害者控除	<p>本人や本人の同一生計配偶者、扶養親族に心身に障がいのある人で、精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人、知的障がい者と判定された人、身体障害者手帳に身体障がい者として記載されている人等が対象です（障害者控除は、16 歳未満の扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がない場合においても適用されます。）。</p>																
寡婦・ひとり親控除	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 58 万円以下）を有し、かつ、本人の合計所得金額が 500 万円以下の単身者について、「ひとり親控除」が適用されます。</p> <p>扶養親族のいない死別の単身女性、子以外の扶養親族を有する死別・離別の単身女性のうち、本人の合計所得金額が 500 万円以下のは、「寡婦控除」が適用されます。</p> <p>※寡婦控除・ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は、対象外です。</p>																
勤労学生控除	<p>本人が大学・高校・専修学校等に在学する勤労学生で昨年中の合計所得金額が 85 万円以下の人（合計所得金額のうち、給与所得や事業所得以外の所得は 10 万円以下）</p>																
配偶者控除	<p>昨年 12 月 31 日現在で生計を一にする配偶者で昨年中の合計所得金額が 58 万円以下の人 70 歳以上の控除対象配偶者（昭和 31 年 1 月 1 日以前の出生者）を「老人控除対象配偶者」といい、一般的控除対象配偶者と区別し、それぞれに控除額が定まっています。</p> <p>なお、適用を受けようとする人の昨年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であることが前提です。</p>																
配偶者特別控除	<p>生計を一にする配偶者を有し、その配偶者の昨年中の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円以下の人。</p> <p>なお、適用を受けようとする人の昨年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であることが前提です。</p>																
扶養控除	<p>昨年 12 月 31 日現在で生計を一にする年齢 16 歳以上の扶養親族（平成 22 年 1 月 1 日以前の出生者）で昨年中の合計所得金額が 58 万円以下の人。ただし、年齢や同居の有無等によって以下のとおり区分されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族</td><td>16 歳以上の扶養親族（平成 22 年 1 月 1 日以前の出生者）</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族</td><td>19 歳以上 23 歳未満の扶養親族 (平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日までの出生者)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親以外</td><td>70 歳以上の扶養親族（昭和 31 年 1 月 1 日以前の出生者）</td></tr> <tr> <td>同居老親等</td><td>本人、本人の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で同居の 70 歳以上の扶養親族</td></tr> </tbody> </table>			区分	備考	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上の扶養親族（平成 22 年 1 月 1 日以前の出生者）	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満の扶養親族 (平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日までの出生者)	老人扶養親族	同居老親以外	70 歳以上の扶養親族（昭和 31 年 1 月 1 日以前の出生者）	同居老親等	本人、本人の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で同居の 70 歳以上の扶養親族			
区分	備考																
一般の控除対象扶養親族	16 歳以上の扶養親族（平成 22 年 1 月 1 日以前の出生者）																
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満の扶養親族 (平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日までの出生者)																
老人扶養親族	同居老親以外	70 歳以上の扶養親族（昭和 31 年 1 月 1 日以前の出生者）															
	同居老親等	本人、本人の配偶者の直系尊属（両親、祖父母など）で同居の 70 歳以上の扶養親族															

種類	概要
特定親族特別控除	生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族を有し、その親族の昨年中の合計所得金額が 58 万円を超える人
所得金額調整控除	次に該当する場合に控除が適用されます。 1 給与等の収入金額が 850 万円を超える人で、特別障害者に該当する人または年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人もしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人 2 給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額がある人で、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える人
基礎控除	基礎控除額 43 万円（市県民税控除額）を上限として、合計所得金額が 2,400 万円を超えると、その合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用はされません。

所得から差し引かれる控除額

種類	概要																																									
	市県民税	所得税																																								
雑損控除	「損失額－保険金等で補てんされる金額」=①の金額を基として計算した次の金額のうち、いずれか多い方 ・「①の金額－総所得金額等の合計額×10%」 ・「①の金額のうち災害関連支出の金額－5 万円」																																									
医療費控除	支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額－（総所得金額等の合計額×5 % または 10 万円のいずれか低い額）（200 万円を限度）																																									
セルフメディケーション税制控除	対象となる O T C 医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額－1 万 2 千円（8 万 8 千円を限度）																																									
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済掛金や i D e C o などの確定拠出年金法の個人型・企業型年金加入者掛金等の全額																																									
社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の支払った社会保険料の全額																																									
生命保険料控除	①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約） <table border="1"><thead><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>12,001 円～32,000 円</td><td>支払金額×1/2+6,000 円</td></tr><tr><td>32,001 円～56,000 円</td><td>支払金額×1/4+14,000 円</td></tr><tr><td>56,001 円以上</td><td>一律に 28,000 円</td></tr></tbody></table> ②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約） <table border="1"><thead><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>15,001 円～40,000 円</td><td>支払金額×1/2+7,500 円</td></tr><tr><td>40,001 円～70,000 円</td><td>支払金額×1/4+17,500 円</td></tr><tr><td>70,001 円以上</td><td>一律に 35,000 円</td></tr></tbody></table> ③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 イ 新契約の支払保険料等につき、上記①の計算式により計算した金額 ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記②の計算式により計算した金額 イ+ロ（上限 28,000 円） 一般生命保険料控除+介護医療保険料控除+個人年金保険料控除（最高 70,000 円）	支払保険料	控除額	12,000 円以下	支払金額の全額	12,001 円～32,000 円	支払金額×1/2+6,000 円	32,001 円～56,000 円	支払金額×1/4+14,000 円	56,001 円以上	一律に 28,000 円	支払保険料	控除額	15,000 円以下	支払金額の全額	15,001 円～40,000 円	支払金額×1/2+7,500 円	40,001 円～70,000 円	支払金額×1/4+17,500 円	70,001 円以上	一律に 35,000 円	①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約） <table border="1"><thead><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>20,000 円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>20,001 円～40,000 円</td><td>支払金額×1/2+10,000 円</td></tr><tr><td>40,001 円～80,000 円</td><td>支払金額×1/4+20,000 円</td></tr><tr><td>80,001 円以上</td><td>一律に 40,000 円</td></tr></tbody></table> ②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約） <table border="1"><thead><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>25,000 円以下</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>25,001 円～50,000 円</td><td>支払金額×1/2+12,500 円</td></tr><tr><td>50,001 円～100,000 円</td><td>支払金額×1/4+25,000 円</td></tr><tr><td>100,001 円以上</td><td>一律に 50,000 円</td></tr></tbody></table> ③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 イ 新契約の支払保険料等につき、上記①の計算式により計算した金額 ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記②の計算式により計算した金額 イ+ロ（上限 40,000 円） 一般生命保険料控除+介護医療保険料控除+個人年金保険料控除（最高 120,000 円）	支払保険料	控除額	20,000 円以下	支払金額の全額	20,001 円～40,000 円	支払金額×1/2+10,000 円	40,001 円～80,000 円	支払金額×1/4+20,000 円	80,001 円以上	一律に 40,000 円	支払保険料	控除額	25,000 円以下	支払金額の全額	25,001 円～50,000 円	支払金額×1/2+12,500 円	50,001 円～100,000 円	支払金額×1/4+25,000 円	100,001 円以上	一律に 50,000 円
支払保険料	控除額																																									
12,000 円以下	支払金額の全額																																									
12,001 円～32,000 円	支払金額×1/2+6,000 円																																									
32,001 円～56,000 円	支払金額×1/4+14,000 円																																									
56,001 円以上	一律に 28,000 円																																									
支払保険料	控除額																																									
15,000 円以下	支払金額の全額																																									
15,001 円～40,000 円	支払金額×1/2+7,500 円																																									
40,001 円～70,000 円	支払金額×1/4+17,500 円																																									
70,001 円以上	一律に 35,000 円																																									
支払保険料	控除額																																									
20,000 円以下	支払金額の全額																																									
20,001 円～40,000 円	支払金額×1/2+10,000 円																																									
40,001 円～80,000 円	支払金額×1/4+20,000 円																																									
80,001 円以上	一律に 40,000 円																																									
支払保険料	控除額																																									
25,000 円以下	支払金額の全額																																									
25,001 円～50,000 円	支払金額×1/2+12,500 円																																									
50,001 円～100,000 円	支払金額×1/4+25,000 円																																									
100,001 円以上	一律に 50,000 円																																									

種類	概要																																						
	市県民税		所得税																																				
地震保険料控除	①地震保険だけの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>支払金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001 円以上</td> <td>一律に 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険だけの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>支払金額×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円以上</td> <td>一律に 10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ③地震保険料と旧長期損害保険両方の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>①、②で求めた額の合計額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000 円以下</td> <td>その合計額</td> </tr> <tr> <td>25,001 円以上</td> <td>一律に 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				支払保険料	控除額	50,000 円以下	支払金額×1/2	50,001 円以上	一律に 25,000 円	支払保険料	控除額	5,000 円以下	支払金額	5,001 円～15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円	15,001 円以上	一律に 10,000 円	①、②で求めた額の合計額	控除額	25,000 円以下	その合計額	25,001 円以上	一律に 25,000 円															
支払保険料	控除額																																						
50,000 円以下	支払金額×1/2																																						
50,001 円以上	一律に 25,000 円																																						
支払保険料	控除額																																						
5,000 円以下	支払金額																																						
5,001 円～15,000 円	支払金額×1/2+2,500 円																																						
15,001 円以上	一律に 10,000 円																																						
①、②で求めた額の合計額	控除額																																						
25,000 円以下	その合計額																																						
25,001 円以上	一律に 25,000 円																																						
<p>※旧長期損害保険とは、平成 18 年 12 月 31 日までに締結し、保険期間が 10 年以上のもの、満期返戻金を支払う旨の特約のあるものであり、かつ、平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。</p> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険と旧長期損害保険のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。</p>																																							
寄附金控除 税額控除																																							
寄附金控除額は次の算式で計算します。 その年中に支出した 特定寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除額 <p>※特定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の 40% 相当額が限度です。</p>																																							
普通障害者 1 人につき 260,000 円 特別障害者 1 人につき 300,000 円 同居特別障害者 1 人につき 530,000 円																																							
普通障害者 1 人につき 270,000 円 特別障害者 1 人につき 400,000 円 同居特別障害者 1 人につき 750,000 円																																							
身体障害者手帳：普通障害…3級以下 特別障害…1級、2級 精神障害者保健福祉手帳：普通障害…2級、3級 特別障害…1級 療育手帳：普通障害…右記以外の人 特別障害…障害の程度が「A」や「1度、2度」と記載 <その他> 普通障害…65 歳以上で、障害者に準ずるものとして市区町村長などや福祉事務所長の認定を受けている人 (認定書がある人) 特別障害…65 歳以上で、特別障害者に準ずるものとして市区町村長などや福祉事務所長の認定を受けている人 (認定書がある人) 等																																							
本人が女性の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有 子</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26 万円</td> <td>26 万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>26 万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 本人が男性の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有 子</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				配偶関係		死別	離別	未婚	扶養親族	有 子	30 万円	30 万円	30 万円	子以外	26 万円	26 万円	—	無	26 万円	—	—	配偶関係		死別	離別	未婚	扶養親族	有 子	30 万円	30 万円	30 万円	子以外	—	—	—	無	—	—	—
配偶関係		死別	離別	未婚																																			
扶養親族	有 子	30 万円	30 万円	30 万円																																			
	子以外	26 万円	26 万円	—																																			
無	26 万円	—	—																																				
配偶関係		死別	離別	未婚																																			
扶養親族	有 子	30 万円	30 万円	30 万円																																			
	子以外	—	—	—																																			
無	—	—	—																																				
本人が女性の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有 子</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>27 万円</td> <td>27 万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>27 万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 本人が男性の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>有 子</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				配偶関係		死別	離別	未婚	扶養親族	有 子	35 万円	35 万円	35 万円	子以外	27 万円	27 万円	—	無	27 万円	—	—	配偶関係		死別	離別	未婚	扶養親族	有 子	35 万円	35 万円	35 万円	子以外	—	—	—	無	—	—	—
配偶関係		死別	離別	未婚																																			
扶養親族	有 子	35 万円	35 万円	35 万円																																			
	子以外	27 万円	27 万円	—																																			
無	27 万円	—	—																																				
配偶関係		死別	離別	未婚																																			
扶養親族	有 子	35 万円	35 万円	35 万円																																			
	子以外	—	—	—																																			
無	—	—	—																																				
勤労学生控除	260,000 円																																						
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 330,000 円 特定扶養親族 450,000 円 老人扶養親族 380,000 円 同居老親等 450,000 円																																						
	一般の控除対象扶養親族 380,000 円 特定扶養親族 630,000 円 老人扶養親族 480,000 円 同居老親等 580,000 円																																						

種類	概要						
	市県民税			所得税			
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
		58万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円
		58万円超 95万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円
		95万円超 100万円以下	36万円		24万円		12万円
		100万円超 105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円
		133万円超	0円	0万円	0万円	0円	0万円
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額		特定親族の合計所得金額		控除額	
		58万円超 85万円以下	45万円	58万円超 85万円以下	63万円	85万円超 90万円以下	61万円
		85万円超 90万円以下		90万円超 95万円以下	51万円	95万円超 100万円以下	41万円
		90万円超 95万円以下		100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円
		95万円超 100万円以下	41万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円
		100万円超 105万円以下	31万円	115万円超 120万円以下	3万円	120万円超 123万円以下	3万円
		105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円
		110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	3万円	120万円超 123万円以下	3万円
		115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円		
		120万円超 123万円以下	3万円				
所得金額調整控除	1 P 5（控除の種類）の1に該当する場合 (給与等の収入金額（上限1,000万円）-850万円) × 10% 2 P 5（控除の種類）の2に該当する場合 給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）-10万円						
基礎控除	合計所得金額	控除額		合計所得金額		控除額	
		2,400万円以下	43万円	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
		2,500万円超	0円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
				2,500万円超	0円		

(5) 給与所得の金額計算について

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額
～650,999 円	0 円
651,000 円～1,899,999 円	(A) -650,000 円
1,900,000 円～3,599,999 円	(A) ÷4 (1,000 円未満切り捨て) …① ①×2.8-80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	(A) ÷4 (1,000 円未満切り捨て) …① ①×3.2-440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(A) ×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円以上	(A) -1,950,000 円

※1円未満の端数は切り捨て

※給与収入 500 万円の場合の給与所得額は、 $500 \text{ 万円} \div 4 \times 3.2 - 44 \text{ 万円} = 356 \text{ 万円}$ となります。

※給与収入 900 万円の場合の給与所得額は、 $900 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円} = 705 \text{ 万円}$ となります。

(6) 公的年金等の雑所得の金額計算について

65歳未満の場合（昭和 36 年 1 月 2 日以後生まれ）の所得額

公的年金等の収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円以下	(B)-60 万円	(B)-50 万円	(B)-40 万円
130 万円超 410 万円以下	(B)×0.75-27.5 万円	(B)×0.75-17.5 万円	(B)×0.75-7.5 万円
410 万円超 770 万円以下	(B)×0.85-68.5 万円	(B)×0.85-58.5 万円	(B)×0.85-48.5 万円
770 万円超 1,000 万円以下	(B)×0.95-145.5 万円	(B)×0.95-135.5 万円	(B)×0.95-125.5 万円
1,000 万円超	(B)-195.5 万円	(B)-185.5 万円	(B)-175.5 万円

※公的年金等の収入が 350 万円で、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 500 万円の場合の公的年金等に係る雑所得額は、 $350 \text{ 万円} \times 0.75 - 27.5 \text{ 万円} = 235 \text{ 万円}$ となります。

65歳以上の場合（昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ）の所得額

公的年金等の収入金額 (C)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円以下	(C)-110 万円	(C)-100 万円	(C)-90 万円
330 万円超 410 万円以下	(C)×0.75-27.5 万円	(C)×0.75-17.5 万円	(C)×0.75-7.5 万円
410 万円超 770 万円以下	(C)×0.85-68.5 万円	(C)×0.85-58.5 万円	(C)×0.85-48.5 万円
770 万円超 1,000 万円以下	(C)×0.95-145.5 万円	(C)×0.95-135.5 万円	(C)×0.95-125.5 万円
1,000 万円超	(C)-195.5 万円	(C)-185.5 万円	(C)-175.5 万円

※公的年金等の収入が 500 万円で、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,500 万円の場合の公的年金等に係る雑所得額は、 $500 \text{ 万円} \times 0.85 - 58.5 \text{ 万円} = 366.5 \text{ 万円}$ となります。

変更点

給与所得の計算方法の変更

給与所得の計算方法について、給与収入から差し引かれる金額の最低額が 55 万円から 65 万円に変更されます。

所得税の基礎控除の変更

所得税の基礎控除について、所得に応じて最大 95 万円まで増額されます。（市県民税については変更なし）

扶養控除の所得要件の変更

生計を一にする扶養親族の所得要件が 48 万円以下から 58 万円以下に変更されます。

特定親族特別控除の創設

19 歳以上 23 歳未満で、合計所得が 58 万円を超える場合、123 万円以下の生計を一にする扶養親族を有する納税義務者に対し、特定親族特定控除が新しく創設されました。

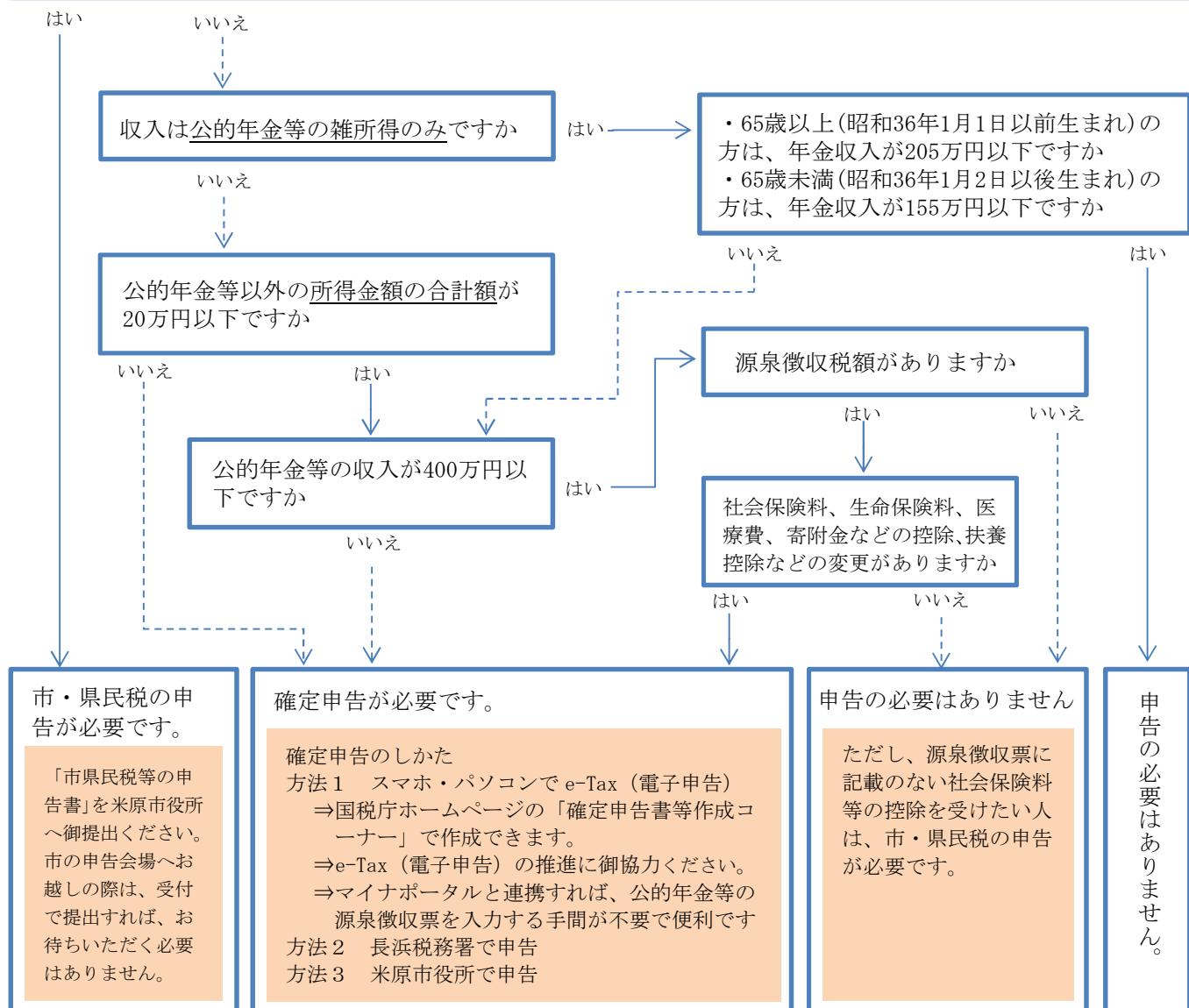
(7) 分離課税の土地、建物等の譲渡所得に対する市県民税の概要

譲渡区分	概 要	課税譲渡所得の算出方法
分離長期譲渡所得	土地や建物を譲渡した場合において、その年の 1 月 1 日現在で所有期間が 5 年を超えているときを言います。令和元年 12 月 31 日までに取得した土地や建物を令和 7 年中に譲渡した場合が該当します。	譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除 = 課税長期譲渡所得 譲渡価額：土地や建物の売却代金 取得費：売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や購入手数料などに、その後支出した改良費、設備費を加えた合計額 譲渡費用：土地や建物を売るための仲介手数料、測量費など 特別控除：収用などの場合や居住用財産を譲渡した場合、その他控除の特例が認められます。
分離短期譲渡所得	土地や建物を譲渡した場合においてその年の 1 月 1 日現在で所有期間が 5 年以下のときを言います。令和 2 年 1 月 1 日以後に取得した土地や建物を令和 7 年中に譲渡した場合が該当します。	譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除 = 課税短期譲渡所得 譲渡価額：土地や建物の売却代金 取得費：売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や購入手数料などに、その後支出した改良費、設備費を加えた合計額 譲渡費用：土地や建物を売るための仲介手数料、測量費など 特別控除：収用などの場合や居住用財産を譲渡した場合、その他控除の特例が認められます。

区分			市県民税
分離課税の土地、建物等の譲渡所得に対する税額	長期譲渡所得	一般分	課税長期譲渡所得金額 × (県)2.0% (市)3.0%
		特定分 (優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡)	2,000 万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額 × (県)1.6% (市)2.4%
			2,000 万円超の場合 $\left[\text{課税長期譲渡所得金額} - 2,000 \text{ 万円} \right] \times (\text{県})2.0\% + 32 \text{ 万円}$ $(\text{市})3.0\% + 48 \text{ 万円}$
		軽課分 (居住用財産を譲渡した場合)	6,000 万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額 × (県)1.6% (市)2.4%
			6,000 万円超の場合 $\left[\text{課税長期譲渡所得金額} - 6,000 \text{ 万円} \right] \times (\text{県})2.0\% + 96 \text{ 万円}$ $(\text{市})3.0\% + 144 \text{ 万円}$
	短期譲渡所得	一般分	課税短期譲渡所得金額 × (県)3.6% (市)5.4%
		軽減分 (国・地方公共団体等に譲渡した場合)	課税短期譲渡所得金額 × (県)2.0% (市)3.0%

注：その他の分離課税については、長浜税務署または市役所税務課までお問合せください。

令和7年中に収入が無かった、または遺族年金、傷病年金等の非課税所得のみですか

**方法1**

スマホ・パソコンから確定申告をする。
(e-Tax申告)

「国税庁ホームページ」へアクセスし、「作成コーナー」を検索します。



確定申告書を作成
・画面の案内に従って入力します。
・申告期間中は24時間いつでも利用できます。

提出方法は2通り
・以下の方法から選択して提出します。

マイナンバーカードを利用して送信

- ・マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（またはICカードリーダライタ）を御準備ください。

ID(利用者識別番号)・パスワード方式で送信

- ・既に「ID・パスワード」の届出をされている方は、ご利用いただけます。
- ・「ID・パスワード方式」は令和7年10月以降、新規発行を停止しております。

印刷して郵送等で提出

- ・プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用し印刷できます。

方法2

長浜税務署で確定申告する。

長浜税務署の申告書作成会場

【場所】長浜税務署（長浜市高田町9番3号）

【日時】令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日除く）
午前9時から午後4時まで

※確定申告をすれば市県民税の申告をする必要はありませんが、市県民税のみの申告
が必要な方は税務署では申告できません。

※御自身で作成した還付申告書は、1月5日から提出できます。

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」（当日会場
で配付またはLINEによる事前発行）が必要です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- マイナンバーカードまたは利用者識別番号をお持ちの方は、必ず御持参ください。

方法3

米原市役所で確定申告する。

※申告内容によっては、受付できない場合がありますので御注意ください。

※マイナンバーカードまたは利用者識別番号をお持ちの方は、必ず御持参ください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へ

令和8年度(令和7年分)申告書は、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の世帯における下記の①～③の
情報を確認するための資料となります。

- ①国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入世帯として資格・賦課が適正か。
- ②高額療養費を支給する際の自己負担限度額がどの区分か。
- ③令和8年度の保険税（料）について、軽減適用が受けられるか。

申告の必要な方

[国民健康保険加入世帯] 世帯主とその世帯の国保加入者

[後期高齢者医療保険加入世帯] 世帯全員

申告の必要な方について詳しくは、1ページを確認してください。なお、令和7年中に所得がなく、市県民税
が非課税となる方についても申告していただく必要があります。

令和7年中の所得がない場合（非課税所得のみの場合も含む）の記入方法

△申告書（表面）の「住所、氏名、生年月日、電話番号等」を記入してください。

△申告書（表面）の「昨年中は所得がなかった人の記載欄」の1～3のうち該当するものに○をして
必要事項を記入してください。

■□■申告は期限内に済ませましょう□■□